

NEWS LETTER

May 2026 - Vol.62

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、「化評法 - 既存化学物質共同登録」について理解を深めるためにご要望の際に以下のように1:1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH)	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[環境部公告第2026-434号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令(案)再立法予告	3
[気候エネルギー環境部告示第2026-103号]「既存化学物質」一部改正告示	4
[気候エネルギー環境部令第36号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令	4
[大統領令第36304号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令	5
[気候エネルギー環境部令第37号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令	5
[化学物質安全院公告第2026-9号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正	7
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	8
代表登録者の早期登録申請に関する処理期限延長のお知らせ.....	8
化学物質登録申請資料の共有および費用分担実務ガイド改訂のお知らせ	8
化学製品安全法(K-BPR)	9
法律の動向 - 改正・予告(案)など	9
2026年度生活化学製品安全管理コンサルティング支援事業への参加企業募集に関する公告	9
[大統領令第36326号]「生活化学製品および殺生物剤の安全管理に関する法律」施行令一部改正令	10
[気候エネルギー環境部令第38号]「生活化学製品および殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令	10
[気候エネルギー環境部告示第2026-115号]「安全確認対象生活化学製品安全基準適合確認有効期間延長基準等に関する告示」制定.....	11
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	12
産業安全保健法(ISHA)	13
法律の動向 - 改正・予告(案)など	13
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	14
その他の法規 - 国内動向など	15
[化学物質安全院告示第2026-4号]「有害化学物質の規定数量に関する規定」一部改正	15

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[環境部公告第2026-434号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令(案)再立法予告

改正理由

化学物質登録申請資料の共同提出・共同活用過程で生じる紛争の調整手続きや、所有者の使用同意を要する登録申請資料の提出猶予申請手続き等を、改正法に合わせて具体化し、国外製造・生産者が選任した者の変更時に、従前に行っていた業務の承継届出に関する規定等を整合的に整備するために改正します。

主な内容

- イ. 登録申請資料の共同提出方法・手続き規定の整備(案第17条第1項、第2項、第5項及び第9項の改正、第17条第6項及び第7項の削除)
 - 共同提出に関する文言を整備するとともに、協議体の構成に関する一部規定を削除
- ロ. 登録申請資料の共同提出・共同活用に関する紛争調整手続の新設(案第17条の2および関連様式新設)
 - 紛争調整申請時には、調整申請書(別紙第9号様式)に、登録に支障が生じるおそれがあることを証明する書類等を添付して提出するよう規定
 - 調整案の作成に必要な場合には、提出期限を定め、調整申請者等に資料提出を要請できるよう規定
 - 調整案の提示を受けた当事者は、30日以内に受諾可否を通知するよう規定
- ハ. 所有者の使用同意が必要な登録申請資料に関する提出猶予・延長手続の新設(案第17条の3および関連様式新設)
 - 提出猶予申請時には、提出猶予申請書(別紙第9号の3様式)に、提出猶予事由に該当することを証明できる書類等を添付して提出するよう規定
 - 化学物質安全院長は、申請の受付日から30日以内に検討し、その結果を通知することとし、提出猶予期間の延長を希望する者は、猶予期間満了の30日前までに延長申請書(別紙第9号の5書式)を提出
- ニ. 国外製造・生産者が選任した者を変更する場合の業務承継申告手続を新設(案第55条の3第4項および関連様式を新設)
 - 国外製造・生産者の代理人変更時に、既存代理人が遂行した業務の効力を承継する場合には、既存代理人の業務を承継した事実を証明する書類等を添付して提出するよう規定

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>) 告示日 2026.04.28

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **01_MCEE_2026-434.pdf** をご参考下さい。

[気候エネルギー環境部告示第2026-103号]「既存化学物質」一部改正告示**主な内容**

- イ. 第4条のうち、“2020年7月1日”を“2026年7月1日”に修正し、“12月31日”を“6月30日”に修正します。
- ロ. [別表1]のうち固有番号がKE-03115の既存化学物質名称に(CAS No. 7195-44-0)を修正
- ハ. [別表2]のうち固有番号が2010-3-4455の既存化学物質名称に(CAS No. 918866-78-1)を追加
- ニ. [別表2]のうち固有番号が2011-3-5317の既存化学物質名称に(CAS No.925246-00-0)を追加および化学物質名を修正
- ホ. [別表2]のうち次の固有番号を持つ既存化学物質の名称を別紙の通りにする。

参考資料

気候エネルギー環境部(<https://mcee.go.kr/home/web/index.do?menuId=71>)

法令・政策> 告示・訓令・例規> 番号1653、登録日2026.04.28

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **02_MCEE_2026-103.pdf** をご参考下さい。

[気候エネルギー環境部令第36号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令**主な内容**

- イ. [別表4] 第3号イ項 1) 及び 2) 以外の部分で“2021年12月31日”を“2027年12月31日”にし、同項の 1) 表以外の部分本文を次のように変更する。
 - 戦争、国際紛争、貿易相手国の貿易に関する制限措置、またはそれに準ずる事由により、国外からの化学物質の輸入または供給に重大な支障が生じる、または生じる恐れがあるため、産業通商部長官の要請に基づき、気候エネルギー環境部長官が登録手続きを迅速に進める必要があると認められる化学物質の場合
- ロ. [別表4] 第3号ロ項の表以外の部分で“2022年1月1日”を“2028年1月1日”とし、同号の備考で“2021年12月31日”を“2027年12月31日”に、“2022年1月1日”を“2028年1月1日”とする

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>) 告示日 2026.04.30

[大統領令第36304号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令

改正理由

化学物質の登録申請時に、提出資料の共同提出・共同活用過程で生じる紛争を解決するための調整制度を導入し、中小企業を対象に行政的・技術的・財政的支援が可能な項目に有害性の高い化学物質の使用削減活動を追加するなど、現行制度の運用上に見られる一部の不備を改善・補完することを目的とします。

主な内容

- イ. 共同提出・共同活用に関する紛争調整業務の追加
 - 海外製造・生産者が選任した代理人が行える業務に登録申請資料の共同提出・共同利用に関する紛争調整業務を追加
 - 化学物質情報処理システムを通じて処理可能な業務にも関連する紛争調整業務を追加
- ロ. 関連業務の委託根拠を整備
 - 共同提出・共同活用に関する紛争事実調査業務を韓国環境公団に委託
 - 海外製造・生産者が選任した代理人の業務効力継承申告の受付業務を韓国環境公団に委託

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>) 告示日 2026.05.06

[気候エネルギー環境部令第37号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令

主な内容

化学物質の登録申請時に提出すべき資料の共同提出または共同活用に関する紛争を解決するための調整制度を導入し、調整の相手方が調整案を受け入れない場合には、所有者の使用同意を得る必要がある登録申請資料の提出を猶予できるようにする内容で「化学物質の登録及び評価等に関する法律」が改正(法律第21132号、2025年)11.11.公布、2026.5.12.施行)されることにより、共同提出・共同活用に関する紛争調整の手続きや方法、所有者の使用同意を得なければならない登録申請資料提出猶予の手続きなど、法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定めます。

- イ. 登録申請資料の共同提出・共同活用に関する紛争調整手続きを新設(第20条の2新設)
 - 登録資料の共同提出・共同活用の過程で紛争が発生し、化学物質の登録に支障が懸念される場合、紛争調整を申請できる手続きを整備
 - 紛争調整申請時に提出すべき書類を規定
 - 登録の遅延懸念を証明する書類
 - 国外製造・生産者の選任申告証(該当する場合)
 - 委託製造に関する証拠資料(該当する場合)
 - 気候エネルギー環境部長官は調整案を作成する際、費用分担および費用算定の原則を考慮するよう規定
 - 調停案を受け取った当事者は、提示された日から30日以内に受諾の可否を通知しなければならない
 - 資料提出の依頼手続きおよび様式も新設

□. 登録申請資料の提出猶予手続きを新設(第20条の3新設)

- 登録資料使用同意に関する紛争が解決されていない場合、登録申請資料の提出猶予を申請できる手続きを整備
- 提出猶予申請時に提出すべき書類を規定
 - 相手が調整案を受け入れなかったことを証明する書類
 - 国外製造・生産者の選任申告証(該当する場合)
 - 委託製造に関する証拠資料(該当する場合)
- 化学物質安全センター長は、申請日から30日以内に結果を通知しなければならない
- 提出猶予期間延長申請手続きおよび提出書類も規定
- 提出猶予期間延長申請の結果も申請日から30日以内に通知することを規定

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>) 告示日 2026.05.12

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **03_MCEE_37.pdf** をご参考下さい。

[化学物質安全院公告第2026-9号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正

「化学物質の登録及び評価などに関する法律」第21条及び同法施行規則第28条により、「化学物質の有害性審査結果」を改正・告示します。

主な内容

- イ. 新規化学物質34種のうち、有害性などを告示および固有番号2026-1~2026-79を新設
- ロ. 既存化学物質13種の有害性などを告示、誤記訂正1種及び人体有害性物質固有番号18種を改正

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>)

お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、登録日 2026.05.21

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

代表登録者の早期登録申請に関する処理期限延長のお知らせ

化学物質情報処理システムにおいて、代表者の早期登録申請件数が短期間で大幅に増加したことに伴い、一部の申請については処理期限を延長して運用する予定です。

- 適用対象:
2026.3.30.~4.24.
10-100トンの既存化学物質(代表者登録)申請受付件数122件
- 処理期限:
法定処理期間(30日)に加えて最大30日以内の延長(合計60日以内)
- 参考:
本延長は、代表者の早期登録申請に限られ、同法施行令第10条に基づく既存化学物質の登録猶予期間に該当するため、製造・輸入スケジュールには影響しない。

参考資料

化学物質情報処理システム

(https://kreach.mcee.go.kr/repwrt/portal/notifyList.do?BOARD_DVSN=ALL)

化学物質情報提供>お知らせ、揭示番号432、登録日 2026.04.29

化学物質登録申請資料の共有および費用分担実務ガイド改訂のお知らせ

産業界支援センターでは、「化学物質登録申請資料の共有および費用分担実務ガイド」を改訂しました。本改訂版は「産業界支援センター」ホームページの [資料室>案内書・実務ガイド>実務ガイド] でご確認ください。

参考資料

産業界支援センター

(<https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/noticedetail.do?idx=82112>)

化学物質情報提供>お知らせ、登録日 2026.05.14

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

2026年度生活化学製品安全管理コンサルティング支援事業への参加企業募集に関する公告

化学製品管理システムにて、生活化学製品安全管理コンサルティング支援事業の募集告知を行いました。

- 目的：生活化学製品を製造・輸入する中小企業が「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」の基準及び手順を遵守し、安全な製品を製造・輸入・流通など管理できるようコンサルティングを支援
- 支援対象：生活化学製品を製造・輸入する中小企業のうち、生活化学製品の安全管理コンサルティングを希望する企業(450社)
- 支援内容：

区分	コンサルティングサービス
行政コンサルティング	安全基準適合確認の手続き、生活化学製品の申告方法、化学製品管理システム(CHEMP)の使用方法、表示事項の作成方法、チャイルド・レジスタンス包装の発行手続きなど
技術コンサルティング	生活化学製品の安全基準適合確認結果、'不適合'判定を受けた製品の原因を診断し、代替え物質の適用または工程の改善など、製品改善ソリューションを提供(試験分析を含む)

- 受付期間：2026.05.07.(木)~10.30.(金)

参考資料

化学物質管理システム (<https://chemp.mcee.go.kr/>)

お知らせ>申告対象安全確認対象生活化学製品、登録日 2026.05.08

[大統領令第36326号]「生活化学製品および殺生物剤の安全管理に関する法律」施行令一部改正令

主な内容

安全確認対象生活化学製品の製造者・輸入者が自主的に製品の安全管理を強化できるようにするため、安全管理強化のための追加的な技術的安全措置を適用した製品については、安全基準適合確認の有効期間を延長できるよう「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」が改正されました。(法律第21125号、2025.11.11.公布/2026.5.12.施行)

また、表示基準違反等の比較的軽微な違反事項については、直ちに制裁措置を講じるのではなく、改善命令を通じて優先的に事業者を指導できる根拠も整備されました。

- 生活化学製品および殺生物剤管理情報システムで処理可能な業務に、安全基準適合確認の有効期間延長業務を追加
- 表示基準違反等に対する改善命令権限を、気候エネルギー環境部長官から流域環境庁長または地方環境庁長へ委任

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>) 告示日 2026.05.12

[気候エネルギー環境部令第38号]「生活化学製品および殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令

改正理由

化学製品安全法の改正(2025.11.11公布、2026.5.12施行)に伴い、

- 企業が自主的に安全管理を強化した場合に安全基準適合確認の有効期間を延長できる制度および
- 表示基準違反等の軽微な違反事項について、まず改善命令を通じて事業者を指導できる制度が新設されました。

主な内容

イ. 安全基準適合確認有効期間延長制度の新設(第5条の2新設)

- 安全確認対象生活化学製品の製造・輸入事業者が自主的に安全管理を強化した場合、安全基準適合確認の有効期間延長を申請可能
- 有効期間満了の6ヶ月前までに申請する必要があり、韓国環境産業技術院長が審査後、延長可否を通知
- 以下に該当する場合、延長審査時に優遇可能
 - 製品原料成分の自主的公開
 - 成分安全性情報の公開
 - 化学物質低減優秀製品に該当する場合
 - 追加的な技術的安全措置の実施
- 必要に応じて現場確認を実施
- 延長に関する詳細基準および手続は、気候エネルギー環境部長官が別途告示予定

ロ. 軽微な違反事項に対する改善命令手続の新設(第7条改正および第34条準用規定を新設)

- 表示基準違反等の軽微な違反事項について、まず改善命令を通じて事業者を指導可能

- 改善命令時には、以下の事項を書面で通知
 - 製品名
 - 対象者情報
 - 改善内容およびその理由
 - 改善期間など
 - 改善期間は最大3ヶ月の範囲で付与可能であり、やむを得ない事由がある場合には1回に限り延長可能
 - 改善命令を受けた事業者は改善結果報告書を提出する必要あり
 - 所管環境庁は必要に応じて補完を要請可能
- 八. 安全管理点検項目の具体化(第43条改正)
- 以下の事項を点検対象項目として明確化
- 安全基準遵守有無
 - 表示基準遵守有無
 - 殺生物製品表示事項遵守有無
 - 表示・広告制限事項遵守有無
 - 有効期間延長基準遵守有無など

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>) 告示日 2026.05.12

[気候エネルギー環境部告示第2026-115号]「安全確認対象生活化学製品安全基準適合確認有効期間延長基準等に関する告示」制定

目的

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」(以下「法」)第10条第2項ただし書および同法施行規則(以下「施行規則」)第5条の2に基づき、安全確認対象生活化学製品の安全基準適合確認有効期間の延長に必要な書類、有効期間延長の詳細基準および手続等を定めます。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>)

法制処 (<https://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000278904>)

登録日2026.05.12

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 5月化学製品安全法-国内動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 5月産業安全保健法-法律動向に関する内容はあります。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 5月産業安全保健法-国内動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

その他の法規 - 国内動向など

化学物質管理法

[化学物質安全院告示第2026-4号]「有害化学物質の規定数量に関する規定」一部改正

改正理由

有害化学物質の新規指定*に伴う有害化学物質別規定数量の整備

*「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質および生態有害性物質の指定告示」(化学物質安全院告示 第2026-5号)

主な内容

- イ. 新たに有害化学物質に指定される73種*について数量基準を新設(告示[別表2] 連番 1485 から 1557 まで)
 - * 新規指定予定74物質のうち、次亜塩素酸ナトリウムについては、テーマパークやプール等における職業消費者への化学物質管理法差等適用の検討完了後に告示する予定
- ロ. 新規指定物質のうち5物質、既存の有害化学物質のうち2物質について、低拡散規定数量を整備([別表2] 連番 1458、1459、1487、1499、1502、1503、1505)
- ハ. 規定数量適用方法の明確化(第4条)および物質名称修正([別表2] 連番 556、597)

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>)

お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、登録日 2026.05.06